

第5期 鎌倉市農業振興協議会特別委員委嘱式 議事録

－開会－

－事務局職員紹介－

事務局 本日の会議開催にあたり、会議録作成のため、録音させて頂いておりますので、ご承知おきください。

会議録は委員の皆様にご確認いただいた上で、市のホームページ等に掲載させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委嘱式は、お手元の次第のとおり進行いたします。

まず始めに都市整備部長の森よりお話をさせていただきます。

部長 おはようございます。都市整備部長の森でございます。本日はお忙しい中、又暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

鎌倉市農業振興協議会特別委員を委嘱するにあたりまして、一言だけご挨拶させていただきます。

本市におきましては、平成20年度に第1期の本協議会を設置しまして、令和4年度に第5期を設置するまで、鎌倉ブランド野菜の振興や新たな担い手の育成確保など、様々なテーマでご協議頂いてきました。皆様のご意見を踏まえ、本市の農業振興の充実と発展を推進していきたいと考えております。

今回令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法が改正され、令和6年度末までに地域の農業者の方々との話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することが義務付けられました。国の指針に基づき、本市は一部の協議会委員の皆様を含めた部会を新たに設置することで、地域の農業者の方々による協議を実施する予定です。今後、特別委員の皆様には地域が目指すべき将来の農地利用の姿につきましてご審議いただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

最後になりますが、今後とも、本市の農業振興につきまして、特別委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。ありがとうございます。

事務局 本日は、地域計画の説明に先立ち委嘱式を行います。

委嘱式は、任期が始まる7月4日に執り行うのが正式と存じますが、日程の調

整の都合上、本日举行こととさせて頂いております。

これから、部長が各委員の席に委嘱状をお持ちしますので、お受け取りいただければと思います。よろしく願いいたします。

ー委員委嘱ー

事務局 なお、部長の森は他の公務があるため、こちらで退席させていただきます。
先程お配りさせて頂いた委嘱状の任期ですが、第5期鎌倉市農業振興協議会の議員の任期に合わせて令和5年7月4日から令和6年8月4日までとさせて頂いております。

続きまして大変恐縮ですが、委員の皆様から一言ずつ、自己紹介していただければと思います。

それでは、●●委員からよろしくお願いいたします。

委員 皆さんおはようございます。公益社団法人神奈川県農業会議の委員として参加させていただきます。公益社団法人神奈川県農業会議は農業委員会のお世話をする農業委員会ネットワーク機構として神奈川県から指定を受けております旧神奈川県農業会議と、農地の売買や貸し借りを斡旋する公的機関として神奈川県から指定を受けております農地中間管理機構としての旧神奈川県農業公社から、4月1日に統合し改めて公益社団法人神奈川農業会議になったものです。

私どもの組織は農業委員会の関係、農地の貸し借りや売買の関係を行う公的機関として位置づけられていますが、先週神奈川県が農協中央会と土地改良事業団体連合会、私どもの4者で地域計画策定協議会を組織いたしました。その一員として令和7年3月までに、各市町村さんが策定頂く地域計画の策定の一助となればということで、今回委員を受けさせていただくこととなりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員 株式会社●●の●●と申します。よろしくお願いいたします。

弊社は2021年10月に設立したまだ若い会社で、私自身もそれまでは会社員をしながら横浜のブドウ農家の研修を6年間行って、農業委員会の方にも色々お世話になり、新規就農して今は鎌倉市の関谷と七里ガ浜に約0.5haのブドウの栽培をしております。去年の7月7日に鎌倉市長谷でワイン工場を開業し、今やっとファーストヴィンテージの販売をしているところです。おかげさまでふるさと納税返礼品になりました。

関谷は農業をやるには全国的にもとても素晴らしい場所だと思っており、農業委員会事務局の方、農業委員会の方に何か恩返しをできたらと思います。私自身が鎌倉市の農業に発展できるようなことお手伝いできたらと思い、今回受けさせていただきました。

代々農家ではないので、会社員の経験等もあるので、違う視点から皆様にアドバイスできるのかなとも思います。1次産業だけではなく、ワインの製造で2次産業、販売をやって3次産業、と弊社は6次産業モデルというのでビジネスモデルでやっているの、その観点からも色々アドバイスできたらと思いますので、今後とも宜しくお願い致します。

事務局 続きまして次第4 (1)「地域計画について」及び(2)「今後のスケジュールについて」事務局より説明いたします。

配布した資料の1番についての、2ページ目をご覧ください。

始めに、この地域計画は、令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、令和6年度末までに市町村に策定が義務付けられた計画です。

3ページ目をご覧ください。地域計画の前身として国で平成24年以降、地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の農地の集約化に関する方針などを明確化する人・農地プランの取組を推進してきました。本市でも、平成28年に人・農地プランを策定しています。この度、法が改正されたことにより、この人・農地プランを新たに地域計画として位置づけ、これまでに定めた農業のあり方について見直しを図るとともに、その在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を地図に示す必要があります。国ではこの目標地図によって農用地の状況や目標を可視化することで地域の農地が適切に利用されるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化させる方針です。

4ページ目をご覧ください。農地の集約化とは、左図にあります通り、地域内に分散・錯綜した農地を農地バンクで借り受け、まとまった形で、担い手に再配することを言います。集約化することで、農地を効率的に利用できるようになりそれにより、農作業の負担が軽減されるなど、様々なメリットがあります。農地の集約化を実現するためには、地域の関係者が一体となって協議をする必要があります。

5ページ目をご覧ください。農地の集約化のための地域関係者の協議にあたっては、将来、地域の農地を誰が利用し、どんな作物で、どこの農地をどのようにまとめていくか、地域農業の発展のため、若年者や女性を含む幅広い地域農業者

の意見を取り入れながら協議を行います。国ではその幅広い関係者の例として、認定農業者等の担い手、農地所有者の代表者、若年者や女性、新規就農者や農業法人などを挙げています。

続きまして、6ページをご覧ください。したがって、地域計画とは、地域農業を維持するための誰が、どこの農地で、どんな作物を栽培するのか、10年後の地域の将来の農業のあり方について、地域のみinnで話し合い、innで作り上げていく将来の目標といえます。

7ページ目をご覧ください。なお、地域計画の対象は市街化調整区域の農地に限られています。本市では計画策定の対象を細分化し、まずは農業振興地域である、関谷・城廻地区の市街化調整区域農地を対象として、令和6年度末に向けた地域計画の策定を進める予定です。さらにその後は、手広・笛田地域の市街化調整区域の農地を対象とした、計画策定を予定しています。

8ページ目をご覧ください。国の指針である「地域計画策定マニュアル」によると、この協議の場の設置にあたっては、既存の協議会を活用できるとされています。したがって、本市では、既存の協議会である鎌倉市農業振興協議会を活用することとしました。

9ページ目をご覧ください。鎌倉市農業振興協議会は、本市の農業の振興について、農業者のほか、農業関係団体職員、関係行政機関職員や学識経験者など、さまざまな分野の方から意見を伺う場です。直近では、都市農業の更なる発展を目指すための地方計画である「鎌倉市農業振興ビジョン」の計画期間満了に伴い、改訂に係る協議を行ったところです。

10ページ目をご覧ください。鎌倉市農業振興協議会設置要綱では、第3条第3項において「特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる」とされています。また、第6条第1項において、「会長は、任期中、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」とあります。また、同条第3項において、「部会所属の委員は、委員又は特別委員の中から会長が指名する」とあります。

11ページ目をご覧ください。本市では、鎌倉市農業振興協議会において、特別委員を設置し、委員および特別委員の中から、部会員を指名することで、協議会の部会を活用した地域計画策定のための協議を行うこととしました。

地域計画策定には、地域の関係者による意見が非常に重要であるため、既存の協議会である鎌倉市農業振興協議会の委員のうち、「地域の関係者」のみに対象を絞り、特別委員として協議に参集するとともに、さらに幅広く地域の関係者を参集するため、このたび、関係機関である公益社団法人神奈川県農業会議の●●

様、次期計画策定対象である手広・笛田地区の認定農業者である●●様、農地所有者の代表者である●●様を当協議会の特別委員として委嘱し、協議への参加をお願いしている次第です。

12 ページ目をご覧ください。部会員については、協議会委員からは、関係団体であるさがみ農業協同組合の職員2名、鎌倉地区運営委員会委員長1名および関谷・城廻地区の農業者4名の計7名と、特別委員からは、本日も出席いただいている3名をあわせた計10名に対して、8月10日（木）に開催を予定しております第4回農業振興協議会にて、会長により指名していただく予定です。協議前に部会員全員が顔を合わせる機会を設けることができず大変恐縮ではありますが、部会員の指名が完了しましたら、改めて部会員名簿の送付をもって、部会設置のご報告とさせていただきます。

13 ページ目をご覧ください。協議にあたっては、市は、農用地等の現況地図を活用することとされています。また、この現況地図には、当該協議の対象となる地域で農用地を保有し、又は利用する者の、農業上の利用の意向等を反映させる必要があります。

したがって、協議を実施する前に、関谷・城廻地区の農業者を対象とした意向調査（アンケート）を実施させていただきます。時期は、令和5年9～10月を予定しています。アンケートの内容は、主に、保有する農地の10年後の後継者の有無や、10年後の農地の営農希望等について伺う予定です。営農希望とは、たとえば、経営規模の現状維持を希望するか、縮小や離農を希望するか等です。アンケートの結果は、現況地図に1筆ごとに反映します。

14 ページ目をご覧ください。現時点での想定では、1筆ごとに、所有者別・営農希望別等で、1筆ごとに着色していきます。その他にも、後継者の有無別や農地の貸し借り要望別での着色を行います。このように着色することで、10年後にその地域で、離農を希望する農業者の農地と経営規模拡大を希望する農

業者の農地がどこにあるのか等を、可視化することができます。それにより、どの所有者の農地を誰に集約していくか、マッチングがしやすくなるため、農地の集約化の促進につながります。

15 ページ目をご覧ください。協議の場では、このような現況地図を用いて、「どの農地を誰の農地として集約していくか」について、協議していただきます。協議会である第1回部会の開催時期は、令和5年12月下旬を予定しています。

なお、当該協議の結果が目標地図に反映されますので、必ず1以上の目標方針をまとめていただく必要があります。

14 ページに戻っていただきまして、右図にあります黄色と緑色で着色されたエ

リアをご覧ください。アンケートの結果次第となりますので、現時点での想定では、協議の内容は、地域全域ではなく、ある程度、地域の中でも後継者不足が深刻なエリアや、離農希望と経営規模拡大希望との需要と供給のバランスが取れたエリアなど、特定の条件のエリアを対象を絞って協議を行う予定です。

15 ページに戻っていただきまして、右下をご覧ください。協議にあたって重要なことは、農地の権利が個人に帰属するものであり、また協議の場に地域の農業者全員が参加している訳ではありませんので、協議の結果については、あくまで地域の「目標」として掲げるものであるということです。

16 ページ目をご覧ください。協議の場では、協議が円滑に進むよう、「人・農地プラン」での協議運営経験を有する者を協議進行・ファシリテーション役として選任できる業者へ業務を委託します。また、協議にあたっては、目標方針のシミュレーションを複数用意させていただきますので、主に農業者の視点から、集約化による周辺農地への影響等を考慮した率直なご意見を出し合ってくださいようお願いいたします。

17 ページ目をご覧ください。地域計画策定の流れについて、改めてご説明させていただきます。①から③までは、先ほどご説明したとおりです。目標地図を決定するための協議である部会を終えたあとは、④のとおり、協議の結果をとりまとめ、ホームページで公表いたします。⑤目標地図の結果は、第2回部会を開催し、報告させていただきます。⑥協議の結果に基づき、地域農業の在り方についてまとめ、地域計画の案を策定します。地域計画の案がまとまりましたら、⑦のとおり、第3回部会として、皆様にご報告いたします。案に係る意見がございましたら、この場で協議させていただきます。⑧、皆様の意見を反映した地域計画の案がまとまりましたら、関係機関に対し、意見照会を行います。当該意見照会の結果を反映したものを最終案とし、⑨ 理事者への説明及び⑩市議会への報告をもって、⑪運用を開始いたします。地域計画は、5年ごとに必要に応じて目標を見直していく必要がございますので、関谷・城廻地区についても、適宜、意向調査や協議の場の設置など、継続して行っていきます。手広・笛田地区については、令和7年度以降となりますが、すでに計画の策定が完了している関谷・城廻地区を参考に、地域計画を定めていきます。

続きまして、『今後のスケジュールについて』事務局から説明させていただきます。

配布資料2「今後のスケジュール」をご覧ください。

記載のとおりとなりますが、特別委員の皆様方にご承知おきいただきたいスケジュールについて、抜粋させていただきます。

まず、1、令和5年9～10月に、地域農業者を対象とした意向調査（アンケート）を実施させていただきます。次に、3、令和5年12月下旬頃に、第1回部会を開催いたします。目標地図を決定する重要な協議となります。次に、令和6年3月中旬から下旬に第2回部会を開催いたします。3で開催した協議の結果をもって決定した目標地図の素案について、ご報告いたします。次に、6、令和6年8月頃に、第3回部会を開催いたします。地域農業の在り方についてまとめた地域計画の素案について、ご報告いたします。内容についてご意見があれば、積極的なご発言をお願いいたします。最後に、10、令和7年2月を目途に、地域計画の策定完了と、運用開始とさせていただきます。

なお、令和6年度のスケジュールについては、協議会の回数や日程など、変更となる場合があります。詳細については、事前にお知らせいたしますので、ご承知おきください。

地域計画及びスケジュールの説明は以上となります。

立て続けに説明をさせていただきましたが、何かご質問等ございますか。

委員 鎌倉市以外でも地域計画の策定は進められるということですか。

事務局 はい。今回の法改正に伴い、各市町村は令和6年度末までの2年間かけて、地域計画を策定するよう定められていますので、ほかの市町村も全部作るようになっていきます。

委員 国から地域計画を作るという風に言われているというのは理解できました。農地の集約化にピンポイントに目標を定めているようですが、地域計画にはもっと他のこともあるのかなと思います。地域計画＝農地の集約化というのは国からの指示なのですか、それとも鎌倉市の方針なのですか。

事務局 所管の法律が農業経営基盤強化促進法というもので、もともと農地の貸し借りを規定している法律であり、地域計画の前段階として人・農地プランというものがあり、地域の担い手となる農家さんを指定してその方に今後将来の地域の農業を担っていただくという形で、そのような計画を作っていたが、それをまた発展させて将来その地域の農業を担い手に集約して、実際に農地を利用しやすいように集約していくということで、国が進めております。集約以外にもあると思うが、後継者不足や農業者の減少という中で、地域の農業の安定的な継続等のためには、地域で担って頂ける農業者の方に農地を集約化していくということです。一足飛びに農地の所

有権移転というのではなく、まずは貸し借りといったやり方で進めていくものです。

委員 他市は地域計画の中で、いろいろな施策をやっているが鎌倉市として農地の集約化を選んだのか、それともほかの市町村も地域計画＝農地の集約化なのですか。

事務局 はい。他市町村も同様です。後継者不足で悩む農家さんがいる一方で農地を拡大したいと思う農家さんもいらっしゃるの、そういう方にどんどん集められるシステムを構築していこうというのが、地域計画の一番のポイントとなります。

委員 私共が承知している例でいいますと、たとえば、ある地域で、代々受け継いでいる農地のため、後継者もなく、専業でもないけれど、とりあえず現状のままで残していこう、拡大まではしたくないというエリアで、現状維持で地域計画をつくろうという例もあります。荒廃農地が出ないよう、そのような農地があれば、規模拡大なり、代わりの耕作者の目星をつけるためのものです。定期的に見直しが可能のため、とりあえず5年先、10年先の農地の在り方を、地域の皆様で話し合ってください、人・農地プランの延長上の話です。

委員 調整区域の土地を持っていると、代々ずっとついてくるので、大変です。借りて農業をやるのが一番いい。昭和の時にこれがもし進んでいたらもっと素早く農地整備できて関谷は真四角に整備できたと思うと残念である。

自分の代々の土地を一つも手放したくないという思いがあだになり、後継者がいなくなったときに借り手もつかなくなったりするが、真四角の畑なら借り手はいくらでもつくので。そうすれば新しい人がどんどん入ってきて活性化しているはず。

委員 弊社は新規就農で今は借りている畑がほとんどで、やっと先月農地を取得できたのですが、私は果樹をやっているので何百万と投入しているので、一番のリスクが農地を返してほしいといわれたときです。また、分散している畑をつなげていきたいという思いもあります。

事務局 農地がたくさんあるところは難しいかもしれないが、鎌倉のようなところでは、この計画がうまくはまってくれば、農家も助かると思います。

委員 神奈川県で農地バンクを介した貸し借りが 900 件、市町村がやる貸し借りは

約 4000 件超えあります。この 2 年の間にこの 4000 件超えを全部農地バンクでやらないといけなくなりました。現状よりも大幅に増えます。公的機関の農地バンクの中でも同じ貸し借りでも短期なのか長期なのかをふまえた一件ごとに過程があり、何らかの引継事項があります。できれば長期にわたる貸し借りやってもらいたい。同じ貸し借りでもその土地によって長期なのか短期なのかも踏まえて考えていかないといけないと思います。

委員 地権者同士でのプライベートな貸し借りが行われていたところの、代が変わった時や、果樹栽培等の初期投資をしたものの回収もままならないうちに部分的に返してほしいといわれた時などに農業をやる人を守ってくれるようなものがあれば安心してできますね。

事務局 貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、続きまして、次第 5 「その他」について説明いたします。

8 月 10 日（木）に第 4 回鎌倉市農業振興協議会が開催され、協議会会長である

●●様より、今回委嘱した皆様を含めて、正式に部会員の指名を賜る予定です。

今後のスケジュールについては、先ほど申し上げたとおりですが、日程調整はまた別途させていただきます。地域における農業の将来を明確にするための重要な協議となりますので、何卒ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、令和 4 年 8 月から第 5 期鎌倉市農業振興協議会で協議してきました「鎌倉市農業振興ビジョン」が、今年 7 月に改訂されましたので、参考までにお渡しいたします。鎌倉市の農業振興に係る基本計画となりますので、ぜひ一度お目通しいただければと思います。

以上を持ちまして、第 5 期 農業振興協議会特別委員委嘱式を閉会いたします。

ありがとうございました。

—閉会—